

北本市空き店舗等活用推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の空き店舗等を活用して新たに事業を行おうとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、北本市補助金等の交付に関する規則（昭和63年規則第19号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、空き店舗等とは、現に使用されていない市内の建築物であって、次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、北本市開発行為等の指導に関する要綱（平成15年告示第220号）その他の法令の規定に違反していない建築物であること。
- (2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗内のテナント施設でない店舗等であること。
- (3) 住宅部分を有する建築物である場合には、営業を開始する時点において店舗部分と住宅部分とを明確に区分することができるもの。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、空き店舗等を活用し、新たに事業を開始する現に店舗を用いて事業を営んでいない者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有していること又は有する見込みであること（法人にあっては、市内に登記を有すること又は有する見込みであること。）。
- (2) 市税を滞納していないこと（法人にあっては、当該法人に係る市税及び当該法人の代表者に係る市町村税を滞納していないこと。）。
- (3) 外国人である場合には、日本国内において就労が認められる在留

資格を有すること。

- (4) 創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業を受講した証明書を取得していること。
- (5) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）が完了する日までに北本市商工会に加入する意思があること。
- (6) この告示に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員（北本市暴力団排除条例（平成24年条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係者（同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者をいう。）（以下これらを「暴力団員等」という。）又は暴力団（同条例第2条第1号に規定する暴力団をいい、その代表者及び役員が暴力団員等である法人を含む。）は補助対象者としなない。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、空き店舗等を活用して行う事業であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 安定した経営及び事業の継続のために創意工夫を行い、複数年の事業計画及び資金計画に基づき営業する事業
- (2) 許認可等を要する業種の事業である場合には、既に必要な許認可等を受け、又は必要な許認可等を受けることが確実であると認められる事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としなない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当する事業
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (4) 空き店舗を専ら事務所又は倉庫として利用する事業
- (5) 公序良俗に反する事業
- (6) フランチャイズ方式で創業する事業

- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切と認める事業
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の創業に係る経費であって、別表に定める区分に応じ、それぞれ同表に定める内容に適合するものとする。ただし、次に掲げる経費は補助対象としない。

- (1) 当該補助金の交付決定前に着手している業務等に係る経費
- (2) 国、県及び市が実施する他の助成制度の対象となっている経費
- (3) 交付申請をする日の属する年度の末日までに完了しない業務等に係る経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）又は50万円のいずれか少ない額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、北本市空き店舗等活用推進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 北本市空き店舗等活用推進補助金に係る事業計画書（様式第2号）
- (2) 市町村住民税納税証明書又は市町村税に滞納がないことを証するに足る書類（法人にあつては、当該法人に係る市税及び当該法人の代表者に係る市町村税を滞納していないことを証するに足る書類）
- (3) 見積書その他の補助対象経費を確認することができる書類の写し
- (4) 改修等の内容が分かる図面並びに改修等を行う前の施設内部及び施設外観が分かる写真等
- (5) 創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業を受講した証明書の写し
- (6) 創業計画書（様式第3号）
- (7) 誓約書（様式第4号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、北本市空き店舗等活用推進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の完了の日から補助金の交付決定を受けた日が属する年度の末日までに、北本市空き店舗等活用推進補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る契約書及び請求書の写し
- (2) 改修等を行った後の施設内部及び施設外観が分かる写真等
- (3) 広告宣伝費に係る報告の場合には、作成したポスター、ちらし等の成果物
- (4) 個人開業又は会社等の設立が確認できる書類
- (5) 国等の補助金を受けている場合には、国等の補助金の確定通知書の写し及び国等に提出した書類の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る事業内容が補助金の交付決定の内容と適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し北本市空き店舗等活用推進補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。この場合において、確定する交付額は、第8条の規定により決定した交付額を超えないものとする。

(補助金の請求等)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、北本市空き店舗等活用推進補助金交付請求書（様式第8号）により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、北本市空き店舗等活用推進補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該部分に係る補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象 経費の区分	補助対象経費の内容
改修等経費	(1) 店舗の用に供する部分に係る、内装及び外装の改修工事に要する費用 (2) 事業に必要な機械装置、工具、器具及び備品の購入に要する費用
広告宣伝費	(1) ポスター、チラシ等の印刷及び配布に要する費用 (2) 新聞、雑誌等への広告の掲載に要する費用 (3) ホームページの制作に要する費用 (4) 看板の作成及び設置に係る費用 (5) その他事業の開始に係る宣伝費用として市長が認める費用

備考 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の額は含まないものとする。